

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 3 四半期）**  
**デリバティブ関係(金利系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第82号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、本件契約をB銀行から融資を受ける条件として締結した。</li> <li>・当社社長は、B銀行担当者から、本件契約の仕組み及び本件契約を中途解約する場合に解約清算金が必要であることについて説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行とA社とは、本件契約及び同時に提案した融資取引が最初の取引であり、A社は他の銀行からの融資も検討できる状況にあった。したがって、当行は優越的地位になかった。</li> <li>・当行担当者は、A社社長に対して、本件契約と融資取引が別契約であることを説明している。また、所定の資料を用いて本件契約の仕組み及び中途解約時には解約清算金が必要であることを説明した。</li> <li>・しかしながら、A社社長が十分に理解できる程度まで説明していない可能性は払拭できない。</li> <li>・当行は本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年2月 21 日及び同年4月 27 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対し、優越的地位の濫用は認められないものの、B銀行担当者が行った説明は、A社社長が本件契約の仕組みや本件契約と融資取引との関係を正確に理解するのに十分であったとはいえない可能性があることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年 12 月 27 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第260号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。</li> <li>・過去において、当社の資金繰りが困窮していた際に、B銀行から支援を受けたことから、B銀行に恩義を感じていたため、B銀行の本件契約の提案を断ることはできず、本件契約を理解しないまま締結した。</li> <li>・本件契約締結前に、本件契約によって、金利負担が増加することがありうるなどのデメリットについて説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行はA社のメインバンクであり、A社の財務状況、借入れの条件等を勘案して、A社にとって本件契約締結がメリットであると考え、A社の財務状況を検証して本件契約の提案を行った。</li> <li>・当行担当者は、資料を示しながら複数回説明を行い、A社担当者から理解した旨の発言を受けた記録が残っている。</li> <li>・当行は、本件契約に至る勧誘の過程において問題がないものと考えている。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	23年度(あ)第292号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が事業を承継する際に譲り受けた、B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。</li> <li>・当社は、C社の代表取締役の死去に伴い、C社から事業を承継する際、B銀行とC社との間で締結された、デリバティブ取引の債務を引き受けた。</li> <li>・しかしながら、C社はもともと仕入価格の変動を販売価格に転嫁することができるため、価格変動リスクをヘッジする必要はなく、また、契約当時の企業規模、財務状況、ヘッジニーズを考えると、本件契約を導入する必要はなかった。</li> <li>・さらに、契約当時の代表取締役はデリバティブ取引に関する十分な知識も経験もなく、B銀行から本件契約にかかる商品内容について十分な理解をしていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、C社から仕入価格のデータを徴求して資源価格とC社の仕入価格の相関分析を行い、また、試算表等を徴求してC社の財務耐久性を検証し、仕入価格変動リスクのヘッジニーズを確認の上、本件契約の勧誘に至った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、C社社長に対して、本件契約の内容について丁寧に説明しており、理解度も十分であったことから説明方法に問題はなかったと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	23年度(あ)第375号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。</li> <li>・B銀行は当社のメインバンクであることから、本件契約が融資条件であると認識し、本件契約を締結した。</li> <li>・過去に本件契約と同種の契約を締結したことがあり、本件契約締結によって変動金利対比で当初の金利負担が増加すること、さらに、損失が発生する可能性があることは理解していた。しかし、B銀行担当者から、具体的な金利負担増加額についての説明を受けておらず、その点は理解していなかった。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社が長期固定金利を希望していることを把握し、当行が融資を行った際の資金使途、借入期間等を勘案し、本件契約を勧誘した。</li> <li>・当行は、本件契約締結を融資取引の条件とはしておらず、そのような説明もしていない。</li> <li>・A社は、過去に同種の契約を締結した経験があり、また、当行担当者が、提案書に基づき説明をしているから、本件契約を理解していたものと思われる。</li> <li>・当行に説明義務違反等の不適切な対応はなかったと考えているが、あっせん委員会からの指摘があれば検討する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、本件については他に選びうる解決方法・手段を検討したいため申立てを取り下げる旨の申立取下書が提出されたことから、平成23年12月27日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

以上